

ID: 251

担当部署: こども福祉部 福祉室 高齢介護課

処分の概要	利用料の減免		
例 規 名 根 拠 条 項	芦屋市高齢者生活支援ショートステイ運営事業実施に関する規則 第13条		
例 規 番 号	平成12年規則第43号		
【根拠条文】 (利用料の減免) 第13条 市長は、利用料の負担が困難である特別な事情が認められるときは、前条に規定する利用料を減免又は免除することができる。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	15日		
備考			
設 定 年 月 日	平成28年4月1日	最終変更年月日	令和5年4月1日